

昭和四年四月十五日第三種郵便物可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
その翌日)

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則の一部を改正する規則
- ◇ 告 示 保険医療機関の指定  
保険医療機関等の指定  
公共測量の実施  
国有財産の用途廃止(四件)  
開発行為に関する工事の完了(三件)  
証紙の小売りさばき人の指定
- ◇ 選 管 告 示 鳥取県の議会の議員等の選挙権を有する者の総数の五分の一の数等  
個人演説会を開催することができる施設の指定の解除
- ◇ 公 告 昭和五十年二級建築士試験の実施

## 規 則

鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年四月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第二十九号

鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則の一部を改正する規則

鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則(昭和四十三年二月鳥取県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「六人」を「七人」に改め、同条第三項中「財政課長」の下に「、交通対策課長」を加える。

第六条中「十二部」を「十三部」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 鳥取県告示第三百九十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のとおり保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十年四月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
岡齒科医院	日野郡日野町根雨四四八	昭和五十年四月一日
村江医院	鳥取市津ノ井二七五の二	四月二十二日
野津医院	鳥取市卯垣一四〇の二	四月二十三日
山榊内科医院	米子市西福原西原堂	"
中河原診療所	岩美郡国府町字中河原六八〇七	"
森脇外科医院	境港市明治町一一七	四月十五日
熊谷齒科医院	鳥取市扇町三〇	四月二十四日

鳥取県告示第三百九十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のとおり保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十年四月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
前田小児科医院	鳥取市大工町頭一二	昭和五十年四月十四日

医療法人寿生会 幡 病院	鳥取市雲山字大道の下五七	"
鳥取県立 整肢学 園	米子市上福原字北浜沖開 一七五一の一	四月一日
後藤内科医院	米子市両三柳五区 四五一八の三	"
岩美町国民健康 保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富六五二	"
川本内科医院	倉吉市上井町二丁目二	"
日南町国民健康 保険多里診療所	日野郡日南町萩原 一一五五の一	"
石見診療所	日野郡日南町上石見 七六六の二	"
小川齒科医院	米子市道笑町四丁目六六	"
倉繁齒科医院	倉吉市魚町二五一八	"
(有) 山田薬局	米子市道笑町一丁目八	四月九日
今井薬局	境港市佐斐神町一一六二	"
トーゴー薬局	東伯郡東郷町中興寺 四〇〇〇三	四月一日
郡家町立私都 診療 所	八頭郡郡家町麻生一七一の一	"

鳥取県告示第三百九十六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、郵政大臣から次のとおり公共測量を

実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和五十年四月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

通信地図の修正測量

二 作業期間

昭和五十年五月二十七日から昭和五十年五月三十日まで

三 作業地域

日南町大字生山、大字霞、大字丸山、大字三栄、大字矢戸、大字宮内及び大字河上

鳥取県告示第三百九十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年四月二十五日から用途廃止した。

昭和五十年四月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市大杵字奥大谷四三四番一地先		一〇六・三四	道路敷

鳥取県告示第三百九十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年四月二十五日から用途廃

止した。

昭和五十年四月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	面積 (平方メートル)	用途
米子市西町二二五番一地先から同市天神町七二番一地先まで		一五九・八四	水路敷

鳥取県告示第三百九十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年四月二十五日から用途廃止した。

昭和五十年四月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	面積 (平方メートル)	用途
米子市夜見町大字砂浜一三〇八三番二八地先		九〇・〇〇	道路敷

鳥取県告示第四百号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年四月二十五日から用途廃止した。

昭和五十年四月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場 所	西伯郡日吉津村大字日吉津五九四番地先から同村大字日吉津六一二番一地主まで
面積 (平方メートル)	一三九・三九
用途	水路敷

鳥取県告示第四百一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年四月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十九年十二月十日 鳥取県指令受都計第六百二十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町字柳田及び岩吉字富地田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市岩吉二二〇番地

岸 田 広 美

岸 田 紀 子

岸 田 きみ子

鳥取県告示第四百二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年四月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十八年九月十四日 鳥取県指令受都計第五百七十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市秋里字中刺

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市浜坂五六〇番地

大 月 紀 郎

鳥取県告示第四百三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年四月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十八年九月十四日 鳥取県指令受都計第六百号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市秋里字中刺

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市今町二丁目三八二番地

鳥取マツダ自動車株式会社

代表取締役 山 根 由 穂

鳥取県告示第四百四号

鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例九号)第五条第三項の規定に基づき、証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条例同条第四項の規定により告示する。

昭和五十年四月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	指定番号	住 所	氏 名	売りさばき場所
昭和五十年四月十九日	第三七二号	鳥取市湯所町二丁目二の三二九番地	鳥取県東部食肉商業協同組合	鳥取市松並町三丁目二二一番地

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号

昭和五十年三月十八日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)において準用する同法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十年四月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 八三三人

鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一六、四七人

鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一六、一四一人

米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一七、六八五人

倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一七、七九一人

境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一八、三九一人

岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一六、六六一人

八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一四、二九一人

気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一五、七六一人

東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一六、四三一人

西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一五、二八一人

日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一六、九七一人

鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号

公職選挙法(昭和二十五年法律第一百号)第六十一条第一項第三号に規定する施設の指定を解除した旨米子市選挙管理委員会から報告があつたので、次のとおり告示する。

昭和五十年四月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

施設の名称	所 在 地
米子市富士見会館	米子市富士見町二丁目六番地の七

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第18条の規定により、昭和50年二級建築士試験を次のとおり実施する。

昭和50年4月25日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 試験の区分

1 建築士法施行細則の一部を改正する規則（昭和49年3月鳥取県規則第22号）による改正後の建築士法施行細則第10条の規定に基づく試験（以下「新制度による試験」という。）を二から八までに定める要領により実施する。

2 建築士法施行細則の一部を改正する規則附則第2項の規定に基づき従前の例により行う試験（以下「旧制度による試験」という。）を九に定める要領により実施する。（昭和46年から48年までの二級建築士試験において、合格点を得た科目を有する者は、新制度による試験又は旧制度による試験のいずれを受験してもよい。）

二 受験資格

昭和50年7月25日現在において次の各号の一に該当する者

1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、正規の建築に関する課程を修めて卒業した者又はこれらの学校において、正規の土木に

関する課程を修めて卒業した後、建築に関して1年以上の実務の経験を有する者

2 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者

3 知事が前各号と同等以上の知識及び能力を有すると認めたる者

4 建築に関して7年以上の実務の経験を有する者

三 受験申込受付期間等

1 受験申込受付期間

昭和50年5月16日（金）から昭和50年5月23日（金）まで

2 受験申込書の提出先

所定の受験申込書を鳥取県土木部建築課、倉吉土木出張所又は米子土木出張所に提出すること。

3 受験手数料

1,200円に相当する金額の鳥取県収入証紙を受験申込書にちよう付すること。

四 試験期日及び時間割

1 学科の試験

昭和50年7月26日（土）

9時から10時30分まで 建築法規

10時50分から12時20分まで 建築構造

13時10分から14時40分まで 建築計画

15時から16時30分まで 建築施工

2 建築設計製図の試験

昭和50年9月21日（日） 12時から16時30分まで

五 建築設計製図の設計課題

「老人室をもつ専用住宅」（木造二階建）

六 試験場所

学科の試験 鳥取市東町二丁目 鳥取県立鳥取西高等学校

建築設計製図の試験 米子市博労町四丁目

鳥取県立米子工業高等学校

七 合格者の発表

1 学科の試験の合格者の発表は、昭和50年9月5日（金）に合格者にその旨を通知する。

2 最終合格者の発表は、昭和50年10月28日（火）に鳥取県公報に公告するとともに、合格者に通知する。

八 学科の試験と建築設計製図の試験との関係

建築設計製図の試験は、学科の試験に合格した者に限り、受けることができる。

九 旧制度による試験

1 受験資格

昭和46年から48年までに行われた二級建築士試験において、合格した科目を有する者

2 受験申込受付期間等

三に同じ

3 試験期日及び時間割

四に同じ

4 建築設計製図の設計課題

五に同じ

5 試験の場所

六に同じ

6 合格者の発表

昭和50年10月28日（火）に、合格者を鳥取県公報に公告するとともに、合格者に通知し、また、科目合格者にはその旨を通知する。

十 その他

詳細については、鳥取県土木部建築課、倉吉土木出張所又は米子土木出張所に問い合わせること。